糸島市運動公園 公園施設利用の手引き

~許可申請の方法~

令和5年度

糸島市

—— 目 次 ——

1.	はじめに	. 2
2.	許可申請が必要なこと	. 3
3.	手続きの流れ	. 4
4.	申請時に必要な書類	. 5
5.	使用料	. 7
6.	相談窓口	. 8
7.	公園の利用ルール	. 9

1. はじめに

糸島市運動公園は、子どもから高齢者まで誰もが憩える賑わいの拠点となるとともに、景観、レクリエーション、環境保全、防災、健康、精神的充足の様々な機能を有した運動公園です。

市民の皆さまが糸島市運動公園を利用される際は、自由使用が原 則ですが、イベントや一時的に独占的な使用をされる場合は、他の利用 者に著しく影響を及ぼすこともあることから、事前に公園管理者の許 可を受けて頂く必要があります。

この手引きは、公園内で許可が必要な行為を行う場合のルールや手続き等を掲載しております。この手引きをご活用頂き、市民の皆さまが積極的に公園の利活用に参画頂き、憩いと賑わいの空間づくりの一助を担って頂けますことを期待しています。

2. 許可申請が必要なこと

本公園は、原則として自由に利用できますが、以下に掲げる行為をするためには 事前に許可申請する必要があります。

許可が不要な行為

(自由に利用できる行為)

○遊具を使った遊び

○散歩やランニング

○お弁当を食べる

○個人的な撮影

など



A. 業として物販、飲食等の出店を するとき

B. 業として演劇、音曲、映画、見世 物等の催し物をするとき



許可が必要な行為

- C. 業として写真、映画等の撮影をするとき
- D. 競技会や展示会、博覧会、集会その他これらに類する催し物で公園の全部又は一部を独占利用するとき
- E. 募金、その他これに類する行為をするとき
- F. その他、用途外に公園を利用するとき
- ※上記の許可が必要な行為は、以下の公園施設で実施できます。
 - 1. 芝生広場
 - 2. ふれあい広場
 - 3. スポーツプロムナード

3. 手続きの流れ

※開園前の令和5年4月1日 ~ 令和5年6月30日の期間は、「糸島市役所 都市施設課」で受け付けます。

① 仮予約 ※先着順

- 期間:利用日3ヶ月前の午前9時 ~ 1週間前の午後10時
- 方法:多目的体育館の窓口に電話 又は 来館

② 申請書の提出

- 期間: 仮予約後 ~ 利用日の1週間前の午後10時
- 方法:多目的体育館の窓口に来館し提出
- 提出物: ① 糸島市公園利用許可申請書
 - ② 添付書類

※詳細は P5.「4. 申請時に必要な書類」をご参照ください。

③ 申請結果の通知

- 後日、糸島市から書面で申請結果を通知します。
- 利用内容の変更、利用の取りやめの際には窓口にご連絡ください。

④ 当日

- 許可証を必ず携帯し、記載の許可条件を遵守してください。
- 利用後は、市からの貸与物は速やかに返却してください。
- 利用後は、原状回復とゴミの回収を徹底してください。

4. 申請時に必要な書類

★ 共通

- ① 糸島市公園利用許可申請書
- ② 糸島市公園使用料等減免申請書(減免申請する場合のみ)
- A. 業として物販、飲食等の出店をするとき
 - ③ 配置図
 - ④ 保健所の営業許可書の写し(調理行為をする場合のみ)
 - ⑤ 火災防止計画書又は露店等の開設届出書の写し(火気使用時のみ)
- B. 業として演劇、音曲、映画、見世物等の催し物をするとき
 - ③ 配置図
 - ④ 事業企画書
 - ⑤ 火災防止計画書又は露店等の開設届出書の写し(火気使用時のみ)
- C. 業として写真、映画等の撮影をするとき
 - a. ドローンを使用しない場合
 - ③ 配置図

- b. ドローンを使用する場合
 - ③ 配置図
 - ④ 無人飛行機の飛行に係る届出書
 - ⑤ 無人飛行機の飛行に係る許可・承認書の写し
 - ⑥ 飛行計画
- D. 競技会や展示会、博覧会、集会その他これらに類する催し物で公園 の全部又は一部を独占利用するとき
 - ③ 配置図
 - ④ 事業企画書
 - ⑤ 保健所の営業許可書の写し(調理行為をする場合のみ)
 - ⑥ 火災防止計画書又は露店等の開設届出書の写し(火気使用時のみ)
- E. 募金、その他これに類する行為をするとき
 - ③ 別途、糸島市が提出を指示した書類
- F. その他、用途外に公園を利用するとき
 - ③ 別途、糸島市が提出を指示した書類

5. 使用料

許可が必要な行為を行う場合は、使用料が必要です。なお、「糸島市公園条例施 行規則第 14 条」に該当する場合、使用料が減免されます。

※いずれも税抜き料金です

区分	単位	金額
【業として物販、飲食等の出店をするとき】		
例)リアカーでのお弁当販売	1件/日	450円
工芸品、手芸品の販売など		
【業として演劇、音曲、映画、見世物等の催し物をするとき】		
例)演奏会	1件/日	2,200円
大道芸披露 など		
【業として写真、映画等の撮影をするとき】	撮影機1台	
例)結婚式の前撮り	/ 日	1,100円
雑誌や CM の撮影 など	/ Н	
【競技会や展示会、博覧会、集会その他これらに類		
する催し物で公園の全部又は一部を独占利用す	1件/日	2,200 円
るとき】		2,200 3
例)展示会、博覧会 など		
【募金、その他これに類する行為をするとき】	1件/日	450円
【その他、用途外に公園を利用するとき】	1件/日	450円

使用料の支払いについて

糸島市公園利用許可書とともに送付する納付書で、指定金融機関にてお支払いをお願いします。 <u>※ 納付期限は利用日の前日までです。</u>

6. 相談窓口

円滑に手続きを進めるため、申請手続き前に以下へご相談ください。

■許可申請手続き・日程の確認・その他

【糸島市運動公園】

開園前の令和5年4月1日 ~ 令和5年6月30日の期間は、「糸島市役所 都市施設課」で受け付けます。

令和5年7月1日以降は、「糸島市運動公園多目的体育館窓口」にて受け付けます。

■イベントの内容に関するお問い合わせ

【糸島市役所】

建設都市部 都市施設課

電話番号:092-332-2078

7. 公園の利用ルール

公園の利用者全員が快適に過ごせるよう、以下のルール遵守をお願いします。

<利用する皆さんへのお願い>

- ゴミは各自でお持ち帰りください。
- ・ペットの糞は各自で処理をし、必ず持ち帰ってください。
- ・他の公園利用者に支障になる場所にテント、イス等の物を置かないでください。
- ・遊具等は独占して使用せず、譲り合って使用してください。
- ・誰もが楽しめるよう、子ども、お年寄り、障がいのある方への配慮をお願いします。

<禁止する行為>

- ・公園施設及び公園施設の附属品を損傷又は汚損する行為。
- ・竹木の伐採又は植物の採取。
- 土地の形質の変更。
- ・鳥獣類を捕獲又は殺傷すること。
- ・貼り紙若しくは貼り札又は広告の表示。
- ・立入禁止区域への立ち入り。
- ・ 指定された場所以外への車両(自転車及びバイク含む。)の乗り入れ又は駐車。
- ため池での釣りやため池の周りで遊ぶこと。
- ・公園利用者及び近隣の方の迷惑になるような行為をすること。

例:騒音を発する行為、危険なボール遊び、スケートボード、夜間に騒ぐなどの行為

公園施設での球技。

(公園利用者及び近隣住民に被害を及ぼす恐れがないボール遊び(幼児のボール 遊びなど)は除きます。)

- ・糸島市運動公園を利用されていない方の駐車
- ・無許可での用途外利用。
- ・ 市又は教育委員会が主催、共催、後援する行事等及び校区、行政区が主催する 行事以外の火気の使用。
- ・喫煙指定場所以外での喫煙
- ・リードを使用しないペットの散歩
- ・遊具に無理な力を加える行為、不適切な遊び
- ・無許可の無人飛行機(ドローン、ラジコン機等)の飛行。
- ・手押しポンプ井戸水の飲料水としての利用。